

陸前高田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

陸前高田市内の公共交通は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、岩手県交通(株)のバスターミナルやバス・タクシー事業者の車両の大半が流出するなど甚大な被害を受けた。その後、国の特定被災地域公共交通調査事業や復興交付金事業を活用しながら、路線バスや乗合タクシー、デマンド交通の運行を継続してきた。また、被災したJR大船渡線については、バス高速輸送システム（BRT）の導入による本復旧がなされたものである。

現在の市内公共交通網は、JR大船渡線BRT、地域間幹線2路線及び長距離路線2路線の計5路線を幹線交通とし、公共交通の乗り継ぎ拠点である陸前高田駅を中心に、路線バスや乗合タクシー、グリーンスローモビリティを用いた自家用有償運送を放射状に配置して幹線と接続する枝線と位置づけ、デマンド交通や共助輸送サービスである支え合い交通、タクシーなどを幹線・枝線を補う移動手段と位置づけて展開している。

これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、免許返納などで運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能している。しかし、利用者数については、コロナ禍が明けて一部路線では回復傾向にあるものの、震災後の人口減も相まって、全体としては減少傾向が続き、行政負担の増加をはじめとして様々な問題が発生している。

本申請に係る系統（生出線、広田線、広田半島線、長部今泉線、たかたコミュニティバス西部線、デマンド交通）は、幹線交通に接続し、市内中心部あるいは近隣の乗り継ぎ拠点と郊外部を結ぶ公共交通機関である。沿線の人口減、運転手不足等の様々な問題があるが、これらの路線は市内全域の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業を活用して運行の持続性を確保していくことにより、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

陸前高田市地域公共交通計画において、市内を運行する公共交通の利用者数について、「年間16,300 人まで増やす」を目標値として掲げていることから、地域内フィーダー系統のうち定期運行における1 回当たり利用者数（循環路線については1 便当たり）及び区域運行における運行割合について、下表のとおり目標を定める。

※陸前高田市地域公共交通計画 p27、p73 参照

年度	生出線	広田線	広田半島線	長部今泉線	たかたコミュニティバス西部線
令和8年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和9年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和10年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和11年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和12年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便

※広田線と広田半島線については、全日系統と平日系統を合算した目標とする。

年度	デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア	デマンド交通気仙エリア	デマンド交通小友・広田エリア
令和8年度	30%以上	30%以上	40%以上
令和9年度	30%以上	30%以上	40%以上
令和10年度	30%以上	30%以上	40%以上
令和11年度	30%以上	30%以上	40%以上
令和12年度	30%以上	30%以上	40%以上

(2) 事業の効果

陸前高田市では、市内中心部の大船渡線 BRT 陸前高田駅を交通結節点として市内に路線が広がる交通網構築を目指しているところであり、中心市街地と地域、地域と地域の活発な交流につながることから、本事業の実施は市のまちづくりに大いに寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、一部、利用者数について目標値に届かない路線が見られた。（長部今泉線、たかたコミュニティバス西部線、デマンド交通中平・坂下・小黒山線、デマンド交通気仙エリア）

これを踏まえ、令和7年事業年度においては、以下の事業を行う。

- (1) 生出線（市、事業者）
現在の運行を引き続き継続する。
- (2) 広田線、広田半島線（市、事業者）
陸前高田市地域公共交通計画に基づき経路の見直しやフリー乗降区間の拡大などを進めて利便性向上を図る。
- (3) 長部今泉線（市、事業者）
バス停留所や経路の見直しにより、新たな利用者層の拡大に努めるとともに、ふるさとタクシー助成やモビタといった他の移動手段との役割分担を図る。
- (4) たかたコミュニティバス西部線（市、事業者）
経路の重なる路線との統廃合や整理、便数の調整を検討する。運行形態の変更の可能性についても検討する。
- (5) デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア（市、事業者）
矢作町字中平・坂下・小黒山（矢作町第15区及び16区）に絞ってデマンド交通のPRを実施し、利用の拡大を図る。
- (6) デマンド交通気仙エリア（市、事業者）
気仙町内に絞ってデマンド交通のPRを実施する。ウと同様に、他の移動手段との役割分担を踏まえた見直しを検討する。
- (7) デマンド交通小友・広田エリア（市、事業者）
運行曜日の減による影響を見極めながら事業を進める。
- (8) 既存の会議を活用した市民意見を継続的に取り入れる仕組みづくり、個別路線の利用活性化策の検討、地域企業・商業施設等との連携、自動車からの「卒業」運動。
（市、地域組織・住民、地域企業、事業者）
- (9) 周知・広報を通じた利用促進
りくぜんたかた交通マップの利活用、「移動」を軸とした様々な支援サービスの一元的な情報提供（市、地域住民、事業者）
- (10) モビリティ・マネジメントの推進
住民・転入者向け及び児童・生徒向けモビリティ・マネジメントの実施、公共交通スマートチャレンジ月間への継続的な参加（市、地域組織・住民、学校、地域企業、児童生徒）

※陸前高田市地域公共交通計画 p94～100 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

全体事業費 56,173 千円

このうち、陸前高田市が、全体事業費から国庫補助金及び運賃収入を差し引いた分を負担することとして、運行事業者に補助金の交付決定を通知あるいは委託料の交付契約を締結している。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

陸前高田市地域公共交通計画 p25 のうち、運行日誌調査と運行経費調査について継続して実施し、数値指標によるモニタリングと評価を実施する。運行日誌調査としては、運行事業者により毎月、便ごとの利用人数や乗降停留所を記録した運行記録票を提出することを課しており、市内路線の利用状況を把握するためのビッグデータとして活用しながら、利用の少ない便の見直しや停留所の改廃などを行い、効果を測定することとしている。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和7年6月5日 令和7年度第1回陸前高田市地域公共交通会議にて協議を行い、認定申請について合意を得られた。
19. 利用者等の意見の反映状況
・長部今泉線において、済生会診療所～陸前高田駅間について、バス停留所の追加を求める声があり、本線の経路変更と合わせ「高田第一中学校前」「鶴浦医院前」「郵便局・農協前」（陸前高田郵便局前から改称）を追加した。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 陸前高田市高田町字下和野 100 番地

(所 属) 市民協働部まちづくり推進

(氏 名) 熊谷 和也

(電 話) 0192-54-2111 内線 122

(e-mail) seikan@city.rikuzentakata.iwate.(lg.)jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。